

辛亥革命後、旧奉天省における官有地の払い下げについて

江 夏 由 樹

まえがき

辛亥革命の後、東三省に置かれていた内務府官荘、盛京戸部官荘等の旧官荘地、旧王公荘田、また随缺地、伍田等の旧職田の整理が本格的に進んだ。その際、旧職田、荒地、また旧官荘地と旧王公荘田のかなりの部分は、官が業主権を留保する官有財産としての扱いをうけた。そのうえで、これらの土地は改めて官から民間に払い下げられていったのである。本稿ではこうした過程を、旧職田、荒地、また一部の旧官荘地、旧王公荘田の「官有地」化、さらにこれに続く、これら「官有地」の払い下げによる「民有地」化ととらえることとする。

こうした民国初期の土地政策は次の三点において注目

に値する。まず第一に財政的な意味である。「官有地」の払い下げによる膨大な収入は、東三省地方政府、具体的には張作霖政権の財源としてその後重要な位置を占めていった。第二に各種官荘、王公荘田、旗地が廃棄されたことは、この地域における清朝皇室、王公、旗人の特権的な土地支配が最終的に否定されたことを意味した。第三に「官有地」払い下げを通じて地価支払者に業主権が与えられ、彼らが地主としての地位を獲得したことの意義である。広大な旧官荘地、旧王公荘田、旧職田のかなりの部分がこうした地主の私有地として再編成され、またそうした地主支配が公的に認められていったことは、「官有地」払い下げの重要な帰結であった。

このように、各種官荘、王公荘田、職田が廃棄され、

清朝の時代とは基本的に異なった土地制度が民国初期の東三省にうちたてられようとしていた。しかし重要なことは、清朝の時代の旧制度、またその下で実際に形成されてきた既存の土地権利関係と複雑に絡み合いながら、新たな土地制度の確立が進行していった点である。したがって、旧職田と旧官莊地、旧王公莊田の一部の「官有地」化と、その民間への払い下げが進行していく際に、如何なる問題が存在したのかを明らかにすることは、辛亥革命前後、さらに張作霖政權下の東三省の土地関係を探るうえで重要な意味を有すると考える。

以上のような研究関心から、本稿は民国初期、張作霖政權の下で官有地払い下げの中心的な役割を果たした、奉天全省官地清丈局をとりあげる。第一節では、当時の官有地払い下げが東三省の土地制度史からみてどのように位置づけられるかをまとめ、第二節では、官地清丈局による官有地払い下げの実際の過程と、そこに存在した問題を明らかにする。最後に第三節では、こうした官有地払い下げに対して民間が如何に対応したのか、その一端を探索することとした。

第一節 「官有地」確定についての問題

辛亥革命後の旧奉天省における官有地払い下げを考察する際、清朝の制度のもとでは、必ずしも明確な「官有地」という概念が存在していなかったことに、まず注意を払う必要がある。したがって、辛亥革命後に如何なる土地を「官有地」としてみなすかという興味ある問題が生じてきたのであった。

清末の時代の旧奉天省の土地は大きく二種類に分類することが可能である。その第一種めは、内務府官莊・戸部官莊等の官莊、八旗官兵に与えられた随缺地・伍田等の職田、王公莊田、旗人に与えられた旗地等から成っていた。つまり、旗人の生活の保護を目的として設けられた広義の旗地、及び官地と呼ばれた土地である。⁽¹⁾ その第二種めは、一般の漢人（非旗人、民人）に業主権、あるいは永遠の用益権が認められていた「民地」である。⁽²⁾

民国の時代に至って旗地官莊が整理されるとともに、この地域の土地は大きく官有地と民有地（私有地）とに再編成されることとなった。官有地とは官が業主権を留保した土地であり、民有地とは人民に業主権が認められ

た土地である。したがってここで問題となるのは、清朝の時代の官荘、王公荘田、旗地、職田、民地を如何なる基準をもって、新たに官有地または民有地として再編成するかということであった。官有地の払い下げを行うためには、まずその対象となる「官有地」を確定する必要があるわけである。この点で、旧奉天省の地方権力は主に次の三つの厄介な問題を抱えることとなった。

1 官荘、王公荘田、旗地、職田の整理

民国初期の東三省における土地制度改編の要となったのが、旗地官荘の廃棄であった。この際、内務府官荘、盛京戸部官荘等の旧官荘、王公荘田の取り扱いをめぐり、興味ある議論が展開した。つまり、これらの土地が清朝皇室、八旗王公の私産としての性格を有していたのか、あるいは公産としての性格を有していたのかという問題である。実に、この問題についての論争は「満州国」の時代まで続いた。⁽³⁾ いずれにせよ、こうした議論が存在したことは、清朝の官荘、王公荘田が私産、公産という二つの側面を同時に備えていたことを示している。また、旧官荘、王公荘田に限らず、随缺地・伍田等の職田、一般の旗地もその程度の差はあれ、八旗官兵、旗人の私産

としての性格と、公産としての性格を兼ね備えていたと言えよう。

だが辛亥革命後、これらの土地は官有地か民有地のいずれかに再編されることとなった。これらの土地が一つばかりの公産とみなされれば、官有地として区分されることとなり、将来民間への払い下げの対象ともなってくる。反対に清朝皇室、王公旗人の私産とみなされれば、これらの土地は彼らの私有地となるわけであった。

官有地払い下げによる財源の拡大、清朝皇室、王公旗人の特権的土地支配の廃棄という目的からすれば、辛亥革命後の旧奉天省地方権力は官荘、王公荘田、旗地、職田の多くの土地を公産とみなすことが必要であった。しかし、これらの土地の私産としての性格を全く無視することは難しく、またそうした措置に対しては、当然、旧清朝皇室、王公旗人の強い抵抗が予想された。旧官荘地、王公荘田、職田等を「官有地」とみなすには、まずそれなりの根拠と手続きが必要であった。旧奉天省の地方権力がこの問題を如何に処理したかが、まず興味ある点である。

2 開墾地の取り扱い

次に開墾地の取り扱いをめぐる問題がある。関内より入植した漢人農民の開墾により、東三省の耕作地の面積は清朝の時代に急速に拡大した。こうした開墾地に対しては旗地、民地に拘わらず、旗人、民人の業主権を認めず、これを入官するという原則が清朝中期以降にうちたてられていた。つまり、開墾地を占有した者は賦ではなく、地主としての国家に対し租を納入したのであった。⁽⁴⁾こうした開墾地は、旗人、民人の業主権が認められた紅冊地（原額地）に対し餘地と呼ばれた。⁽⁵⁾この開墾地の入官という政策は漢人農民による旗地の侵蝕を防ぐという目的と深く関わっており、また餘地からの租収入は困窮した旗人の生計を救済するための財源とされた。⁽⁶⁾

こうした経緯から、清末には制度的には「官地」である餘地が広く存在したのであった。ただし、これらの土地の租納入者は自由に土地を使用、収益し、その耕作権を処分すること（これを退、免といった）が認められていた。こうした餘地を改めて官有地としてみなすのか、あるいは民有地としてみなすのかという問題が、辛亥革命後に生じてきた。

3 土地権利及び耕作関係の実態

官有地確定の制度的な側面に加えて、各土地の実際の権利関係を考えると問題はさらに複雑であった。旧官荘、王公荘田は事実上その地の荘頭に支配されていたことが多く、さらにかなりの部分の土地が荘頭から漢人農民に出佃、あるいは典、押という形式で売却されていたという。⁽⁷⁾また、多くの旗地、職田も漢人農民に出佃、あるいは出典されていた。実際に漢人農民によって耕作されている土地を前にして、その土地の旧制度上の地目、あるいは紅冊地であるか餘地であるかを明らかにすることは、多くの場合極めて困難であったろう。また重層的な土地権利関係の存在のもとで、ある土地を官有地と確定したところで、誰にその土地を払い下げるかという厄介な問題も存在した。

以上の三点が示すように、官有地の確定とは、旧制度の下での各土地の沿革を調査すれば、自ずと解決するという問題ではなかった。官荘、王公荘田は公産、あるいは私産であるのか、餘地は官有地、あるいは民有地であるのか、現実の交錯した土地権利関係を如何に整理するのかという問題の解決が、まず官有地確定のために必要であった。筆者にとって興味ある事実は、むしろ明確な

「官有地」という概念が清朝の時代には存在していなかった点を巧妙に利用することによって、旧奉天省地方権力が旧官荘、王公莊田、職田の整理、「官有地」の確定とその民間への払い下げを成功させていったことである。次節ではその点に注意を払いつつ、官地清丈局による「官有地」の確定とその払い下げ事業の実際を見ていきたい。

第二節 官地清丈局による官有地払い下げ

辛亥革命後の一九一四年（民国三年）に奉天全省官地清丈局が設立された。翌年一月には孫葆璋が局長に任命され、この地域における本格的な官有地払い下げが開始された。⁽⁸⁾後に論じるように、官有地払い下げからの収入は、旧奉天省の財政にとって極めて重要な財源であった。その後、王廼斌、王永江、王鏡襄といった張作霖政権を支えた大物文官が官地清丈局の総辦を務めたことから、当時の奉天省政府のなかで、如何に官地清丈局の占めた位置が重要であったかがうかがえる。⁽⁹⁾

官地清丈局の具体的な事業は、1、随缺地、伍田等の職田、2、官荒地、3、内務府官荘等の皇産、4、王公

莊田等、の払い下げ、5、清賦（土地税整理）、普通清丈（一般民地測量）から成った。⁽¹⁰⁾しかし、その各々はひとまず異なった事業として実施された。これは民国の時代に至って「官有地」と総称されたものの、これらの土地が清朝の時代にはそれぞれ制度的に異なった存在であったことによる。

1 随缺地、伍田等の払い下げ

清末の時期に東三省の官有地丈放を積極的に提唱した人物に熊希齡がいる。熊希齡は清末時には東三省塩運使を務めており、この地域の政治、特に財政に深く関わっていた。そうした彼の一九一〇年九月の上奏文は、当時の官有地丈放のもつ基本的な意味をはっきりと論じている。

「該地（随缺地、伍田地）は民人により承佃せらるると雖も、今に至るも尚ほ官産に属す。……現に査するに、奉天全省の随缺等の地は共に九十七万八千四百畝あり。……奉省の地価は較貴く、毎畝平均して価は銀十兩と定め、一百万畝を丈放せば、應に銀一千万兩を得るべし」⁽¹¹⁾

この熊希齡の上奏文から次の二点を指摘したい。まず第一に、隨缺地、伍田等は今でも官産に属すと、彼が述べていることである。隨缺地、伍田を民間に払い下げ

には、まずこれらの土地の公産としての性格を強調する必要があった。第二に、熊が隨缺地等の払い下げから期待出来る収入を推計していることである。彼の計算によれば、奉天省に存在する隨缺地等の官産は約一百万畝にも及び、これを民間に丈放するならば約一千万両の収入を期待することが出来た。この一千万両とは、実に清末の奉天省歳入の三分の二の規模にも匹敵した。⁽¹²⁾ 逼迫した奉天省地方権力の財政にとって、隨缺地、伍田等の払い下げからの収入が極めて魅力あるものであったことがわかる。

熊希齡の主張した隨缺地、伍田の払い下げは辛亥革命後の一九一三年(民国二年)、「丈放隨缺地伍田章程」の施行によってさまざま着手された。⁽¹³⁾ その実施機関として省城に屯墾総局、さらに各地に屯墾局が設けられたが、これは官地清丈局の成立にさきだつこと一年余であった。⁽¹⁴⁾ 隨缺地、伍田の丈放がまず最初に行われたのは、熊希齡

が指摘したように、これらの土地が公産としての性格を比較的強く有していたためであろう。またこれらの土地の払い下げは、差し迫った外債償還の財源確保のために行われたと言われている。⁽¹⁵⁾

この「章程」に依れば、上中下の三則に区分された土地の一畝あたりの払い下げ価格は小銀元六―四元であった。⁽¹⁶⁾ 払い下げの優先承領権はそれまでに土地を事実上占有していた佃戸に与えたとされていた。⁽¹⁷⁾

その後、一九一六年(民国五年)に隨缺地、伍田の払い下げ事業は、屯墾局から新たに成立していた官地清丈局の管轄下に置かれた。⁽¹⁸⁾ 表1、表2にあるように、その払い下げ面積は一九二四年までに約一七〇万畝であり、そこからの収入は約四二七万元にも達した。

三十頁の冒頭に示すのは屯墾総局の丈放土地図冊の一例であり、新民県の趙連甲なる者が九畝二分の土地を承領したことを記している。⁽¹⁹⁾

2 官荒地の払い下げ

官地清丈局は設立当初、開荒(無主の荒地)、餘荒(耕地間に介在する荒蕪地)、淤荒(河畔海濱等の冲積荒地)、山荒(開墾されていない山地)の清查、丈放のみを所管

(29) 辛亥革命後、旧奉天省における官有地の払い下げについて

表1 奉天省における官有地払い下げ面積

	払い下げ面積(単位: 畝)
官地清丈局によって払い下げられた面積(1915~1930年)	10,081,920
そのうち	
内務府官荘	654,101
各王公府荘田	2,093,309
生官荒(沙地)	2,937,413(1,365)
熟官荒	48,838
陵産	1,101,753
山荒	2,431,676
餘租地	67,142
牧場生民地	540,033
屯墾局によって払い下げられた面積(1913~1924年)	1,693,241
そのうち	
隨缺地	984,816
伍田	566,476

史料:『満洲ニ於ケル土地制度ノ概要』(満洲国土地局, 1935年)
42~53頁より作成

表2 官有地払い下げからの収入(1915~1923年)

単位: 元(1元未満は切り捨て)

	奉天官地清丈局の収入	奉天省屯墾局の収入	計
1915年(民国4年)	1,695,322		1,695,322
1916 (" 5)	900,556	1,691,268(滄平銀 464両)	2,591,824(滄平銀 464両)
1917 (" 6)	1,358,467	633,930	1,992,397
1918 (" 7)	1,341,535	648,798	1,990,333
1919 (" 8)	1,992,820	787,921	2,780,741
1920 (" 9)	1,886,864	207,626	2,094,490
1921 (" 10)	1,939,511	126,866	2,066,377
1922 (" 11)	1,984,294	75,539	2,059,833
1923 (" 12)	1,360,475	105,998	1,466,473
計	14,459,848	4,277,949(滄平銀 464両)	18,737,797(滄平銀 464両)

史料:『満洲ニ於ケル土地制度ノ概要』(満洲国土地局, 1935年) 53~58頁より作成

珠 字 元 號			
今據領戸趙連甲係新民縣人承領坐落	新民縣大新村正黃旗二	一段原額	地計 捌畝玖分 今丈得 上則 二
段計 玖畝貳分	遵照定章按畝繳價	中華民國二年 三月五日	儉字監緝員李德新丈

姓方至北

弓七十六

 弓二十八

東至王姓
四十四弓

溝壕至南

西至泡子

するとされていた。そのために「奉天全省官地清丈局章程」が一九一五年（民国四年）四月に公布された。⁽²⁰⁾これらの土地は謂わゆる「無主の地」とみなされており、官有地としての性格を強く有していたと言える。それ故に、まず民間への払い下げの対象とされたのであった。ただし、荒地といわれたものの、これらの土地はすでに耕地化していた場合が少なくなかった。その場合、承領優先権はそれらの土地をすでに事実上占有していた原納租戸、⁽²¹⁾原業戸、原墾種戸に与えられとされていた。⁽²²⁾土地は六十畝を一筆として、上中下の三則及び砂城地に類別され、払い下げ地価は一畝あたり大銀元七十三元（砂城地は一・五元）であった。⁽²³⁾官地清丈局による官荒地の払い下げは一九三一年（民国二十年）まで実施され、その払い下げ面積は表1の生官荒、熟官荒、山荒の項にある通りであ

る。

3 皇産の払い下げ

官地清丈局はさらに内務府官荘、盛京戸部官荘等の皇産、及び王公荘田の払い下げを行った。この二つの払い下げ事業は非常に似通った経過を辿った。つまり、これらの土地はひとまず旧清朝皇室、八旗王公の私産として認められた。しかし、後に説明する「浮多地」の概念を巧妙に導入することにより、官地清丈局は結局これらの土地を民間に払い下げていくことに成功したのであった。辛亥革命後、内務府官荘、盛京戸部官荘等の皇産の払い下げはまず三陵衙門清理皇産處によって着手された。⁽²⁴⁾

しかし、この事業は一九一五年（民国四年）には新設の官地清丈局の管轄の下に移され、「奉省丈放内務府莊地章程」が公布される。⁽²⁵⁾この「章程」に依れば、旧官荘地の優先承領権は莊頭、原佃戸、あるいは典押主に与えられた。⁽²⁶⁾また、上中下の三則に分けられた土地の払い下げ地価は、大洋銀七十三元と規定されていた。⁽²⁷⁾その払い下げの方法は、筆者がかつて示した清末の錦州官荘の丈放の場合と基本的に同様であった。⁽²⁸⁾

掘り下げて検討を要する特徴は、官地清丈局が内務府

官荘の土地を原額荘地と浮多地とに分けてとらえ、前者を旧清朝皇室私有地、後者を官有地とみなしたことである⁽²⁸⁾。原額荘地とは官荘設立の最初から存在し、土地台帳に記載されていると考えられた土地である。これに対し、浮多地とはそれ以後に開墾等によって拡大した土地であった。浮多地を官有地とみなすことが出来た根拠は、前節で論じたように、餘地が官地とみなされていた事情による。当時、内務府官荘地の原額地は約五十万畝、浮多地は約二十万畝程度であると考えられていた⁽²⁹⁾。だが、原額地と浮多地を区別するということは、実際には机上での話であり、両者の間に明確な境界が存在したわけでもない。官地清丈局はまさにこの点を利用したのであった。官有財産である浮多地の丈出を行うという名目をもって、官地清丈局が一たび内務府官荘の払い下げに関与する契機をつかんでしまえば、その払い下げが内務府官荘地全体にまで及ぶことは、当時の政治的な力関係からいって当然のなりゆきであった。すでに自己の荘地を十分に管理、あるいは処分する能力を失っていた内務府は、一連のこうした動きに抵抗することも出来ず、ただ原額地の払い下げからの収入は旧清朝皇室のものとするという

条件に甘んずるよりほかはなかったと考えられる⁽³⁰⁾。

以上の過程により、官地清丈局は内務府官荘地をなしくずし的に民間に払い下げていった。旧清朝皇室はその私産として認められていた土地すらも喪失していったのである。表1が示すように、一九三〇年までに払い下げられた内務府官荘地の面積は六十万畝以上に及んだ。

ここでは内務府官荘を一つの例として、皇産の払い下げについて説明したが、その後、盛京戸部官荘、盛京礼部官荘等の皇産もあいついで民間に払い下げられていった⁽³¹⁾。表1が示すように、皇産の一種とされた陵産⁽³²⁾の払い下げ面積は一百万畝以上にも達したという。

4 王公荘田の払い下げ

王公荘田の払い下げの方法は旧皇産の場合と共通する点が多かった。辛亥革命後、従来の王公荘田に対しては王公の私有が認められたが、これは原額地についてのみであり、浮多地についてはやはり官有とされた。一九一五年（民国四年）に「査丈王公荘地章程」が公布され、まず官有とされた浮多地の払い下げが着手された⁽³³⁾。この際も皇産の場合と同じ事情により、王公荘田全体が測量されたわけであった。ただ、王公が荘園原額地の払い下

げを望まない場合には、その地は彼らのもとに留め置く⁽³⁴⁾とされた。しかし、原額地と浮多地を区別すること自体が困難であったことは、すでに述べた通りである。また、土地の実権は莊頭等が握っており、八旗王公の支配は通例在地にまでは及んでいなかった。こうした事情から、すでに政治的な力を失った各王公は、莊園の払い下げに強く抵抗出来なかったと考えられる。結局、多くの王公莊田の払い下げは莊地全体に及んでいたのであった。⁽³⁵⁾莊地の払い下げ地価は一畝あたり大洋八—四元とされ、その優先承領権はやはり莊頭、原佃戸に与えられた。⁽³⁶⁾土地払い下げ収入のうち、浮多地からについては全て官の収入とし、原額地からについては二割を官の報領金とみなし、残り八割は各王公府が受け取る⁽³⁷⁾とした。

なお、帶地投充地⁽³⁸⁾については土地の業主権の払い下げではなく、収租権の売却であるという解釈が行われた⁽³⁹⁾。したがってこの場合、莊頭等への土地払い下げ価格は、通常の払い下げ価格より低く抑えられるような配慮がなされて⁽⁴⁰⁾いた。これは帶地投充という沿革を考慮したためである。つまり、かつての帶地投充者の子孫は土地に対する潜在的な権利をなお有していると、官地清丈局は解

釈したのであった。⁽⁴¹⁾

以上のような民間への払い下げによって、多くの八旗王公も自己の私産とされた莊園を喪失していったのであった。表1が示すように、一九三〇年代までに約二百萬畝の旧王公莊田が民間に払い下げられていったとされている。

官地清丈局による官有地払い下げの過程を簡潔にまとめれば、次のようになる。辛亥革命後、旧奉天省地方権力は旧八旗官兵の職田、官荒地の払い下げから手を着けたが、これはこの種の土地がかつての公産としての性格を最も強く有していたという点から理解できる。官有地払い下げの重要な目的の一つは財源の拡大にあったことから、旧奉天省地方権力はさらに払い下げられるべき官有地の概念を拡大していった。まず、官地清丈局は浮多地という概念を利用して、旧官莊、王公莊田の一部を官有地とみなし、払い下げの対象地としていった。さらに旧清朝皇室、王公府が土地の管理能力も、また払い下げに抵抗する力もないとみるや、官地清丈局は払い下げ対象地を旧官莊、王公莊田全体にまで拡大していったので

ある。表2によれば、一九一五年から一九二三年までの九年間に、官有地払い下げからの収入は一千八百万元以上に達した。当時の奉天省の財政については不明の点が多いが、一九一〇年代後半の奉天省歳入は約一千二百万から一千五百万程度であったという推計がある⁽⁴²⁾。もしこの数字が正しいとするならば、官有地払い下げからの収入が如何に膨大なものであり、これが当時の張作霖政權にとって如何に貴重な財源であったかを想像すること出来る。

第三節 官有地払い下げに対する民間の対応

前節で述べたような官有地払い下げに対して、民間の在地社会は如何に対応したのであろうか。これまでの研究では、官有地払い下げに対する農民の激しい抵抗が強調されてきたし、また筆者もかつてその点を論じたことがある⁽⁴³⁾。官有地承領の優先権は莊頭、典押主といったそれまでの事実上の土地占有者に与えられることが原則であった。したがって、官有地承領者にとって官有地丈放とは、自己の占有地に対し新たに地価と地税の負担が課せられることを意味していた。また、重層的な土地権利

関係が存在したなかで、一人の地価支払者のみに土地の業主権が与えられるということは、それ以外の者の従来⁽⁴⁴⁾の土地に対する権利が否定されることにもつながった。特に官莊、王公莊田の小作人は、それまで慣習的に認められていた彼らの「永佃権」が奪われることを危惧したのである。こうした理由から、官有地払い下げに抵抗する根強い力が在地社会に存在したことは事実である。

しかし、筆者がここで同時に強調したい点は、在地の有力者層がある場合には官有地払い下げを強く望んでいたことである。民間の側がその受入れの姿勢を示さない限り、官有地払い下げという事業は決して成功することはなかった。官地清丈局の事業のうちで、官荒地、旧皇産、旧王公莊田、旧職田の払い下げには成功したものの、清賦及び普通清丈には完全に失敗したことはこの点をよく示している⁽⁴⁵⁾。すでに地主の業主権が確立していた民有地において、官が土地の丈量を行うことは単に地税の増額をもたらすにすぎなかった。したがって、在地の地主層は清賦、普通清丈に激しく抵抗したのである。

一方、辛亥革命後に官有とみなされた土地には民間地主の業主権がそれまで確立していなかった。官有地丈放

とは、在地支配層がこうした土地の業主権を獲得する絶好の機会であったのである。それ故に、払い下げを受けるであろうそれらの土地の占有者、在地支配層は新たに地価、地税を支払う経済的負担と、それらの土地に自己の業主権を確立することの経済的、社会的、政治的利益を計算した。その利益が負担より大きいと考えれば、彼らは当然「官有地払い下げ」を積極的に受け入れていくこととなる。

当時、民間の側が官有地払い下げを積極的に求めている側面を示す史料として、奉天財政庁の指令書の一部をここで検討しよう。

「具呈人 孫則先（民国十一年十月二十七日）」

該民報領の地、業に警署の査覆に據れば、印房胡同の地は洩水の水泡に係り、驛馬圈胡同の地は交通に碍げ有り。請ふ所は均しく庸議するなかれ⁽⁴⁶⁾」

「具呈人 高銘山（民国十一年十月二十八日）」

此の地は前にすでに多くの人報領す。警察署に飭して勘査せしむるに、交通に碍げ有り。業經批駁するは^{すて}

案に在り。該民の請ふ所は准さず⁽⁴⁷⁾」

「具呈人 李桂楨（民国十一年十月十二日）」

該民が報領するの地は業經警署査覆し、公共の穢物の場所に係れり。請（ふ所）は准さず⁽⁴⁸⁾」

これらの史料から次の点を読みとることが出来よう。

まず、官の側が払い下げを行う官有地を指定して、その土地承領者を募っていただけでなく、当時民間の側からも官有地の払い下げを申請することが出来たことである。こうした申請が行われた場合、奉天財政庁は管轄の警察署にその申請内容と土地の実情を調査させ、適当と判断すればそうした土地の払い下げを許可することがあった。こうした形式での官有地払い下げ申請は当時決して珍しくなかったようである。例えば、一九二二年（民国十一年）十月には四十一件の申請についての記録が『奉天財政庁指令』に残されている⁽⁴⁹⁾。

史料に示した孫則先の申請は、その二か所の土地がそれぞれ排水池、交通の要所であるという理由で、また高銘山、李桂楨の申請はそれぞれの土地が交通の要所、公

共のごみ廃棄場であるという理由から却下されている。

また『財政庁指令』には、却下された官有地払い下げ申請が数多く記録されている。⁽⁵⁰⁾しかしこのことをもって、財政庁が官有地払い下げそのものに消極的であったと解釈することは出来ない。当時、官有地払い下げが実際に行われていたからこそ、民間の側は繰り返し払い下げ申請を行ったのであった。また、排水池やごみ廃棄場といった土地の払い下げまでも申請していたという点に、官有地払い下げを求める当時の民間の強力な動きをみてとることが出来るよう。前節で説明した官地清丈局による官有地払い下げも、こうした民間の動きに支えられていたことは十分に想像できるのである。

「満州国」国務院地籍整理局のまとめた『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』という報告のなかに、一九一六年及び一九一七年の奉天省議会における議員李學詩、齊大昌の発言が収録されている。⁽⁵¹⁾そのなかで、この二議員は王公莊地の払い下げに対して民間が反抗していた事実を述べ、その背景を次のように説明している。まず、かつてこの地域の土地を開墾した農民は王公府のもとにその土地を寄進したが、これを代地投充、あるいは

は一地二養と呼んだ。こうした経緯から、土地寄進者である民戸の土地に対する潜在的権利はその後も保証されており、王公府は自由に増租奪佃することも出来なかった。したがって、土地に対して強い権利を有するこうした民戸への払い下げであることを考えるならば、王公莊田の払い下げ地価はあまりにも高額であると二議員は主張する。また、齊大昌は王公莊田の一部の土地がすでに莊頭から民間に出典されていた事実をあげ、さらに地価を徴収して典押主に土地を払い下げるのは、「價の上に價を加ふる」ようなものだと言っている。李、齊の二議員は王公莊田払い下げに対する民間の反抗氣運を論じながら、結局は払い下げ地価の軽減を主張している。具体的に、齊大昌は一畝あたり八―四元の払い下げ地価を五―三元に引き下げるように求めている。彼らの発言は地価支払い負担の軽減を図りながら、官有地払い下げを受け入れていこうとする、この地域の在地有力者の意志を代弁していると読みとることが出来るよう。つまり、この地域の在地支配層にとっての関心は、「官有地払い下げ」そのものに反対することではなく、如何に安価にかつての職田、皇産、王公莊田の土地の業主権を獲得するかと

いう点にあったのである。

前節で示したように、民間の在地社会が実際に膨大な額の地価を奉天省地方政府に支払ったという事実には十分注意しておく必要がある。当時、経済力のある者が地価を支払って官有とみなされた土地の払い下げを受けたのは、それが経済的、社会的に利益があると考えたからであった。こうした事実の背景には次のような事情が考えられるであろう。まず、東三省の農業発展はこの地域の土地の価値を急速に高めたであろう。この地域の多くの土地は地価、地税を支払っても、それに十分見合う程の価値を生み出す財となっていたのである。また、張作霖政権による不換紙幣（奉天票）の濫発という事情のもとで、この地域の地主、有力者層が土地への投資を何よりも安全で利益があるとみなしていたとしても不思議はない。さらに、清末時の諮議局をはじめとする地方議会の成立以来、地主としての地位を獲得することが、公的な政治権力と結びつくために重要な意味を有していたことも忘れられない。⁵³ 以上のような事情を背景として、財源の拡大を求めて奉天省地方政府が実施した「官有地払い下げ」に対して、在地の地主、有力者層の一部は積極

的にこれに呼応したのであった。こうした民間の動きは「官有地払い下げ」事業を支える重要な要因であったといえよう。

結びに代えて

旧奉天省における「官有地払い下げ」について、本稿はその概略を述べたにすぎない。皇産を形成した各地目、王公莊田、職田、荒地等の払い下げのために、辛亥革命後には様々な章程が次々と公布されていったが、そうした各地目の払い下げの具体的な過程について、さらに細かな分析を加えていくことは必要である。しかし、本稿は民国初期の奉天省における官有地払い下げ事業をひとまず概観し、次のような点を明らかにした。

第一に、清朝の制度の下では、そもそも明確な「官有地」という概念は存在していなかった。この地域に広く存在した官莊、王公莊田、職田等の土地は公産と私産としての性格を同時に有していたと言える。辛亥革命後、奉天省地方政府はこうした土地の公産としての性格を強調し、その多くを「官有地」として民間に払い下げていった。またこれを契機として、清朝皇室、王公の私産と

みなされた土地も結局払い下げの対象となっていた。旧清朝皇室、王公にはすでにこうした動きに強く抵抗する政治的力もなかったのである。

第二に、旧旗地官荘制度のもとでは、皇産、王公荘田の名目的な領主権はあくまでも清朝皇室や各王公府にあったのであり、荘頭等の土地占有者は土地の業主権を有していなかった。そこで、旧奉天省地方政府はこれらの土地占有者に土地を払い下げることににより、在地の生産関係をそのまま維持することを図った。業主権を有さなかったこれらの土地占有者は、「完全なる」地主となることを求めて「官有地払い下げ」に応じたのであった。

第三に、当時の奉天省の多くの土地が経済的に価値ある財であったからこそ、旧官荘、王公荘田の土地占有者は地価を支払っても、土地の業主権を獲得しようとしたのであった。こうした事情の背景には、当時の東三省の経済発展、インフレの進行等が考えられる。その際、民間の側が実際に膨大な額の地価を負担する経済力を備えていたという事実も見逃せない。

「官有地払い下げ」という事業は時の権力が欲すれば、何時でも自由に行えるという性格のものではない。まず、

そのためには払い下げ可能な土地が存在していることが必要である。さらに、払い下げを受ける民間の側に土地を買いとる意志と、そのための条件が備わっていなければならない。そうした条件が揃っていたからこそ、辛亥革命後の奉天省では大規模な「官有地」の払い下げが可能となり、旧奉天省政府は膨大な額の地価を獲得することが出来たのであった。

なお、本稿は土地の払い下げを受けた土地占有者と、彼らのもとで実際に耕作に従事していた佃戸等の関係については論じなかった。「官有地」の「民有地」化が民間内部の土地権利関係に如何なる影響を与え、またこのことが「官有地払い下げ」に対する抵抗と呼応という複雑な民間の対応の仕方と如何に関わってきたのであろうか。こうした問題をさらに分析していくことを、筆者の今後の課題の一つとしたい。⁽⁵⁴⁾

(1) 旗地については広狭様々な解釈が可能であるが、ここでは周藤吉之氏の説明を参考とした。周藤吉之『清代満洲土地政策の研究―特に旗地政策を中心として―』(昭和十九年、河出書房)二―三頁。

(2) 民地についての詳しい研究として、南満洲鉄道株式会社総務部調査課『満洲舊慣調査報告書 前編ノ内 一般民

地』上、中、下巻(大正三—四年、南滿洲鉄道株式会社)を挙げられる。なお、民人に永遠の用益権のみが与えられた土地は、制度的には「官地」と考えられていた。『一般民地』ではそうした土地を「準民地」と呼んでいる。

(3) 民国内務部は旧王公莊田の公産としての性格を強調していた。さらに、「滿州国」土地局も旧内務府官莊等の土地を公産としてみなそうとしていた。そうすることにより、かつての清朝皇帝である溥儀一族のそれらの土地に対する特別な權利を制限しようとしたのである。天海謙三郎氏はこれらの見解を批判して、皇産、王公莊田の私産としての性格を論じている。天海謙三郎「前清皇族の莊園所有權に就いて」『東亞關係資料彙存』第十一号、大正四年十一月。同「皇産の本質—滿洲国土地局の見解を評す—」『新天地』第十五号第六号、昭和十年六月。

(4) 前掲『清代滿洲土地政策の研究』二五二—六二頁。この場合、「租」は「賦」より一般に負担が重かった。なお、民地の入官については前掲『一般民地』上巻、「第三章 準民地」を参照のこと。

(5) 雍正四—五年にかけて奉天の旗地、官莊、民地は丈量されて、土地台帳である紅冊に記載された。これを原額地とも言う。紅冊地に対し、乾隆年間以後に文出された旗人、民人の私墾地は餘地と總称された。前掲『清代滿洲土地政策の研究』一一—一六頁。関東都督府臨時土地調査部『関東州土地舊慣一斑』(大正四年、大連)一三—一三七頁。

(6) 前掲『清代滿洲土地政策の研究』二六二頁。

(7) 莊頭の在地支配については、拙稿「清朝の時代、東三省における八旗莊園の莊頭についての一考察—帶地投充莊頭を中心に—」、『社会経済史学』第四十六卷第一号、昭和五十五年六月。

(8) 国務院地籍整理局『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』一九三八年、二三—二四頁。

(9) 王永江は張作霖政權の財政、内政を支えた実力者であり、王鏡寰はその部下であった。王廸斌は靳雲鵬内閣では張作霖を代表して農商總長を務めている。園田一亀『奉天派の新人と舊人』(大正十二年、滿洲日日新聞社)、一三一—一三二頁。

(10) 前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、二三—三三頁。

(11) 「二日隨缺地及伍田地、……該地雖由民人承佃、至今尚屬官產。……現查奉天全省隨缺等地共九十七万八千四百畝、……。奉省地價較貴、每畝平均定價銀十兩、文放一百萬畝、應得銀一千万兩」熊希齡「奏為籌擬經營皇室財產而符憲政折、(一九一〇年九月二十四日)」、林增平、周秋光編『熊希齡集 上冊』(一九八五年、湖南人民出版社)、一九—二〇頁。

(12) 中国科学院歴史研究所第三所主編、『錫良遺稿奏稿』(一九五九年、中華書局)卷七、文書番号一〇二一、宣統二年二月二十日上奏。「奉省光緒三十四年分全省歲入銀一

千五百八十万零七千二百七十五兩零、……」

(13) 「丈放隨缺伍田章程」、「滿洲国」土地局『土地關係旧法規（奉熱両省単行之部）』（一九三四年、土地局）、四三—五一頁。この『土地關係旧法規』は民国初期の東三省における土地關係の法規をまとめている。官有地払い下げについての章程も数多くこのなかに収められており、以下に本稿が示すいくつかの章程も、すべてこの『土地關係旧法規』を参照したものである。

(14) 「丈放隨缺伍田章程」第一条、並びに前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、二二頁。

(15) 前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、二二頁。

(16) 「丈放隨缺伍田章程」第八条。土地承領者にはまず「丈単」が与えられ、後日地価の納入とひきかえに「大照」が発給された。

(17) 同「章程」第九条、「各旗佃戸、前已按名發給租照、此次丈放似應儘持有租照各佃戸首先承領、……」

(18) 前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、二三頁。

(19) (「滿洲国」) 土地局『資料第貳拾五號 滿洲国ニ於ケル地籍簿冊ノ様式』（一九三五年、滿洲帝国土地局）、第二頁。

(20) 「奉天全省官地清丈局章程」、前掲『土地關係旧法規』、二二—二五頁。同「章程」第四条、「凡全省官有閒荒、餘

荒、淤荒、及蒙荒等地均應一律清查分別丈放、……」

(21) 同「章程」第二三条、「……先儘原納租戸、或原業戸、原墾租戸報領、……」

(22) 同「章程」第二五条。地価に加えて一畝につき、註冊費大銀元二角、照費大銀元一角を徴収するとしていた。

(23) 前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、二二—二三頁。

(24) 「奉省丈放内務府莊地章程」、前掲『土地關係旧法規』、五七—六一頁。

(25) 同「章程」第三項。「此次大放莊地先儘莊頭交價承領……、如莊頭無力價領、取具該莊頭退地甘結、准原佃承領、唯莊頭如私典盜押於佃戸者、應逕歸佃戸承領、……」

(26) 同「章程」第四項。地価に加えて、一畝あたり照費大銀元一角、冊費大銀元二角が徴収された。

(27) 拙稿「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味、——錦州官莊の丈放を一例として——」、「社会経済史学」第四十九卷四号、昭和五十八年十二月。

(28) 「奉省丈放内務府莊地章程」第一項、「丈放正額地價撥解皇室、浮多地價收歸國有」。天海謙三郎『滿洲舊慣調査報告書 前編 皇産（第三版）』、（昭和十一年、南滿洲鉄道株式会社）、二九—一九三頁。

(29) 内務府官莊地の原額莊地面積は盛京内務府莊地冊に記載されていた約五十万畝であった。前掲『皇産』、二九—二頁。「奉省丈放内務府莊地章程」第二項、「查盛京内務府莊

地冊載原額五十餘萬畝」

(30) 前掲『皇産』、二九二頁。前掲『遼陽縣に於ける土地に關する慣習調査報告書』、二六頁。

(31) 滿洲帝國協和會、地籍整理局分會『土地用語辭典』(昭和十四年、敝南堂)、『盛京戸部官莊』(三五六頁)、『盛京礼部官莊』(三五七頁)の項を参照。

(32) 清朝の時代、三陵の直轄に歸した官地。例えば三陵莊園、密柴官甸地、及び三陵餘地等である。前掲『土地用語辭典』、六六二頁。

(33) 「查丈王公莊地章程」、前掲『土地關係旧法規』、六一—六三頁。第一項「所收正額地價除報効二成外、撥歸各府兼領、其浮多地畝應歸國有……」。第二項「正額歸府、浮多地歸國……」なお、「查丈王公莊地章程」はその後民國十年九月に改訂され、「改訂丈放王公莊地章程」が施行された。『土地關係旧法規』、六三一—六八頁。

(34) 「查丈王公莊地章程」、第二項「各王公府如有不願丈放者、亦應聲請本局……」

(35) 「改訂丈放王公莊地章程」第十五条によれば、地価に加えて冊照費大洋一角五分が徴収された。なお、はじめの「查丈王公莊地章程」では、地価は毎畝大銀元六—二〇元と定められていた。

(36) 「改訂丈放王公莊地章程」、第九条「查明承種之戸、莊種歸莊承領、佃種歸佃承領……」。第十条「上条所指佃領之地、須先儘原佃戸承領……」

(37) 「改訂丈放王公莊地章程」、第十七条「所收莊地基地價款、以二成撥歸國有、以八成收歸各王公名下存款賬簿專備領、浮多地價儘數撥歸國有」

(38) 帶地投充とは旗人に投降した漢人が、その帰服の際に田産を隨帶したことを言う。前掲『關東州土地舊慣一斑』、一一七頁。

(39) そのために民國四年十一月、「奉天全省官地清丈局詳准增訂清理王公府帶地投充地畝章程」が施行された。前掲『土地關係旧法規』、一七四—一七八頁。その第二条に「王公府自本章程宣布之日起、對於帶地投充之地收租極應仍照舊只許售租、不許售地」とある。

(40) 同「章程」、第三条「售價以原租二十倍以上至百倍為限。……售價惟不得過丈放王公莊地章程第四條所規定之數」。第七條「各府售租應先儘原莊佃承受……」

(41) 帶地投充地を承領しようとする者は、清初に彼らの祖先が自己の土地を清朝皇室、王公に寄進したことを示す「龍票」、「龍牌」を提出するよう求められた。二百年以上も昔のこうした証憑書類の提出を官が求めたことにまず驚く。また、もしこうした証文が實際にかつての帶地投充者の家に残されていたとするならば、清朝の征服によって失った土地に対する執念といったものが、二世紀以上にもわたって彼らの家に生き続けていたと解釈することも出来る。同「章程」、第五條「以領有前清國初發龍票龍牌、或別有證據確係帶地投充者為限、……」

- (42) 園田一亀『奉天省財政の研究』、(昭和二年、盛京時報社)附録「一、奉天省國家財政歲出入統計預算表」一頁。
- (43) 拙稿「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会經濟史的意味」。なお、官有地払い下げに対する抵抗運動についての最近の研究として、王魁喜、吳文衡、陸方石、徐楓、徐鳳晨『近代東北史』(一九八四年、黑竜江人民出版社)、第十三章、二、「軍閥对東北人民的黑暗統治与官庄、官荒、蒙地的丈放」、四四六—五四頁を挙げることが出来る。
- (44) 前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、三二頁。
- (45) 同書、三〇—三二頁。
- (46) 「具呈人 孫則先(民國十一年十月二十七日)……該民報領之地、業據警署查覆、印房胡同之地係洩水水泡、驛馬圈胡同之地有碍交通、所請均毋庸議、一、『東三省主要官廳指令』(大正十四年、奉天東亜興信公所)、『民國十一年分奉天省財政廳指令』、三九頁。
- (47) 「具呈人 高銘山(民國十一年十月二十八日)……此地前經多人報領、飭警察署勘查、與交通有碍、業經批駁在案、該民所請不准……」、同「指令」、四〇頁。
- (48) 「具呈人 李桂楨(民國十一年十月十二日)……該民報領之地、業經警署查覆、係公共穢物場所、請不准……」、同「指令」、一九—二〇頁。
- (49) 同「指令」、一—五四頁。
- (50) 四十一件の申請のうち、二十三件が却下の決定であった。同「指令」、一—五四頁。
- (51) 「奉天全省丈放王公莊地章程民間多有反抗。當明未清初時代全省並無民地盡是王公園地、後來移到民戸開墾成熟投入王公、謂之代地投充又一地二養。然彼時旗民不交產無法變賣。現因大局變更由清文局分為上中下三則、定價八六四元均係大洋、行之各城風潮迭起、本席因其章程第四條定價較高收費亦距、故將其驗照各費一律酌加改正……(議員李學詩提案、民國五年十二月二日奉天公報第一六九九號)」
- 「查王公莊地在前清時代本不許增租奪佃、……迨民國肇造各王公紛紛派員丈放、定價雖不甚高而王公莊頭概將此項地畝典押在民、實屬價上加價民間苦累難堪、……故本員提議擬將原定價格八六四元改為五四三元、……(議員齊大昌提案、民國六年十一月三日奉天省議會速記錄)」前掲『遼陽縣に於ける土地に関する慣習調査報告書』、二七—二八頁。
- (52) 前掲『奉天省財政の研究』、四一五、四六頁。
- (53) 例えば、清末時の諮議局選挙の際、評価額五千元以上の土地を所有する者には、その選挙権、被選挙権が与えられた。菊池貴晴『現代中国革命の起源 新訂』(昭和四十八年、巖南堂書店)、一八一—一八二頁。
- (54) 最近、民国の時代の旧内務府官荘についての檔案類が整理、紹介され始めている。こうした檔案を分析することにより、この時期の旧内務府官荘における土地権利関係の実態をより具体的に考察していくことが次第に可能となる

であろう。叶志如編選「辛亥革命后原清室皇庄土地占有关系的變化」、『历史档案』一九八三年第二期、一九八三年五月。孔庆泰「日人謀夺原清室官庄密報」、『历史档案』一

九八四年第三期、一九八四年八月。

(一橋大学専任講師)